

平成17年度廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正の概要について

平成17年11月14日

川崎市環境局廃棄物指導課

法とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいう。

政令とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」をいう。

省令とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」をいう。

<改正の趣旨>

我が国における廃棄物の排出量は依然として高水準で推移しており、それに伴い最終処分場の残余容量がひっ迫してきている等、廃棄物をめぐる問題は近年ますます深刻になっています。

とりわけ、最近の状況として、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」とします。）に係る不正行為が多く見られる等の問題点が指摘されたこと、日本からの廃プラスチック類の不適正輸出が、環境問題のみならず、外交上や通商上の問題に発展していること等、さらなる新しい問題が生じてきています。

このような状況を踏まえ、産業廃棄物の処理について適切な制度を整備し、廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、マニフェスト制度や許可に係る規制の厳格化、無確認輸出等に対する罰則の強化等の措置を講じることを目的として、平成17年度の法改正が行われました。

<改正の概要>

1 マニフェスト制度の強化等

産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存の義務付け
（法第12条の3第8項及び9項）

ア 運搬受託者のマニフェスト保存義務期間：5年

（省令第8条の30）

イ 処分受託者のマニフェスト保存義務期間：5年

（省令第8条の30の2）

保存義務を課されるマニフェストの種類は次の通りです。（7枚綴り）

・ 運搬受託者

マニフェスト交付者から処分を委託されたものがない場合、B1票

マニフェスト交付者から処分を委託されたものがある場合、C2票

・ 処分受託者

C1票

違反した場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

（法第29条第7号）

不法投棄等の不適正な処分の中で違反が発覚した場合、措置命令の対象となりました。

（法第19条の5第1項第3号ホ）

産業廃棄物の処理を委託した者が処理を終了せずにマニフェストの写しを送付する行為等に対する規制の明確化

（法第12条の4第2項及び第3項）

ア 運搬受託者（B 2 票）又は処分受託者（C 2 票及びD 票）の処理終了前のマニフェスト送付禁止

イ 処分受託者の最終処分前のマニフェスト送付禁止（E 票）

違反した場合、6 月以下の懲役又は5 0 万円以下の罰金に処せられます。

（法第2 9 条第9 号）

不法投棄等の不適正な処分の中で違反が発覚した場合、措置命令の対象となりました。

（法第1 9 条の5 第1 項第3 号ト）

マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表及び命令措置の導入
（法第1 2 条の6 第2 項及び第3 項）

勧告制度の実効性を高めるため、マニフェスト制度違反に係る勧告に従わなかった業者に対し、行政がその旨を公表できることとしました。

また、公表した後において、なお正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合には、業者に対して行政がその勧告に係る措置を命ずることができるとしました。

命令に違反した場合、6 月以下の懲役又は5 0 万円の罰金に処せられます。

（法第2 9 条第1 2 号）

マニフェストの義務違反に係る罪の法定刑の引上げ
（法第2 9 条第3 号～第1 2 号）

マニフェストの義務違反に係る罪の量刑が、「5 0 万円以下の罰金」から「6 月以下の懲役又は5 0 万円以下の罰金」に上げられました。

マニフェストの記載項目の追加
（省令第8 条の2 2 及び2 4 ）

運搬受託者及び処分受託者の氏名（事業者名もしくは個人名）が記載項目に追加され、それによってマニフェストの様式も一部変更になりました。

なお、従来の様式についても継続して使用して構いませんが、その場合、従来の様式の運搬担当者又は処分担当者の欄に、会社の印又は記名をすることにより対応して差し支えないこととします。

マニフェスト記載例

運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 有限会社 川崎興業	受領印 (印)
	(運搬担当者の氏名) 川崎太郎	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 中原リサイクルセンター 株式会社	受領印 (印)
	(処分担当者の氏名) 中原次郎	

2 廃棄物の無確認輸出に係る部分

廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設

(法第25条第2項及び第27条)

ア 未遂罪の場合、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金

イ 予備罪の場合、2年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金

廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑の引上げ及び法人重課規定の創設

(法第25条第12号及び第32条第1号)

無確認輸出の法定刑が「3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はその併科」から「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はその併科」へと引上げられました。また、法人の代表者、従業員等が無確認輸出を行った場合、当該法人に対する両罰の量刑を1億円以下とすることになりました。

3 無許可営業罪等に係る法人重課規定の創設

(法第32条第1号)

法人の代表者又は従業員等が、その法人の業務に関し、無許可営業等の行為を反復継続して行った場合、生活環境へ悪影響をもたらす危険性が大きいことから、不法投棄や不法焼却と同じく、当該法人に対する両罰の量刑を1億円以下とすることになりました。

4 中間処理産業廃棄物の再委託について

(省令第10条の7及び第10条の19)

従来、法律上明文化されていなかった中間処理産業廃棄物の収集運搬もしくは処分の再委託について、排出事業者から受託した廃棄物処理に係る再委託基準と同様の基準によって、再委託を行うことができることが明確化されました。

5 収集運搬業者及び処分業者が廃棄物の処理を他者に委託する際の規制の明確化

(法第7条第14項、第14条第14項及び第14条の4第14項)

以前より、収集運搬業者が受託内容に従わず、排出事業者と委託契約を結んでいない処分業者に廃棄物を搬入する行為は禁止されていましたが、今回の法改正において、その内容について条文上明確化され、規制が強化されました。

6 欠格要件該当届の提出義務付け

{法第7条の2第4項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)、第9条第6項(第15条の2の5第3項において該当する場合を含む。)}及び法第29条第1号}

許可の取消し要件に該当することが明らかな欠格要件{法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号トに係るものを除く)又は第14条第5項第2号ハからホまで(第7条第5項第4号ト又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く)}を「特定欠格要件」とし、この特定欠格要件に該当するに至った場合、次のアからカまでの事項を記載した届出書を、該当後2週間以内に行政に提出することが義務付けられました。

また、届出義務を怠った場合、法第29条第1項に規定する6月以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則が科されることになりました。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- イ 許可の年月日及び許可番号
- ウ 該当するに至った欠格要件及び具体的事由
- エ 欠格要件に該当するに至った年月日
- オ 廃棄物処理施設の設置の場所（施設設置者のみ）
- カ 廃棄物処理施設の種類（施設設置者のみ）

7 暴力団員等が事業活動を支配する個人についての欠格要件追加

（法第14条第5項第2号へ）

暴力団員等がその事業活動を支配する個人が、産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可に係る欠格要件に追加されました。なお、この法改正については経過措置が設けられていないことから、平成17年10月1日より前に暴力団員等がその活動を支配していた者についても、許可の取消しの対象となります。

8 不正の手段により廃棄物処理業又は廃棄物処理施設設置の許可を受けた者についての許可取消し事由への追加

{法第14条の3の2第1項（第14条の6において準用する場合を含む）、第15条の3第1項、法第25条第1号}

許可申請書や添付書類に虚偽の記載を行う等、不正の手段により許可を受けた者が、法に基づく許可の取消しの対象に追加されました。

また、法第25条第1号に、不正の手段により許可を受けた者に関する項目が追加され、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科の罰則が科されることになりました。なお、この法改正については経過措置が設けられていないことから、平成17年10月1日より前に不正な手段によって許可を取得していた者についても、許可の取消しの対象となります。

9 産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可に係る申請書類の追加

（省令第9条の2第2項、第10条の4第2項及び第11条第7項等）

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置許可の申請書の添付書類として、申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する旨の書類の提出が義務付けられました。

改正前の「申告書」は「誓約書」へと変わりました。

10 最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大

（附則第3条第6項及び第5条第6項）

平成9年改正法により導入された最終処分場の維持管理積立金制度については、改正法施行前の平成10年6月16日以前に設置した者については除外されていましたが、平成18年4月1日からすべての最終処分場で維持管理積立金制度の実施が義務付けられることとなりました。なお、その積立金の算定基準等については、今後改正する省令の中で示されることとなります。

11 ダイオキシン類を含む特定有害産業廃棄物の追加

（政令別表第5の24）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令の改正により、次の施設から排出される汚泥（3ng）廃酸又は廃アルカリ（10pg）について、ダイオキシン類の含有量が一定の基準を超えるものについて特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）に追加されました。

ア 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗淨施設

イ 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設の内、次に掲げるもの。

- ・ろ過施設
- ・精製施設
- ・廃ガス洗淨施設

ウ フロン類の破壊の用に供する施設

- ・プラズマ反応施設
- ・廃ガス洗淨施設
- ・湿式集じん施設

12. 施行期日

10. については、平成17年5月18日

11. については、平成17年9月1日

その他の項目については、平成17年10月1日

<その他>

中間処理業者が、自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物について処理を行う場合の収集運搬業及び処分業の許可取得について

(法第11条1項、法第12条第3項及び第4項、第12条の3項、法第14条第1項及び第6項)

平成12年の法改正において、排出事業者責任の強化を目的として、条文上「事業者」と「中間処理業者」が区分されたことから、中間処理産業廃棄物は排出事業者の廃棄物として取り扱うこととなりました。そのため、中間処理業者が中間処理産業廃棄物の委託を行う場合には、排出事業者と同様の委託基準が適用され、マニフェストの交付義務を負うことが明確化されました。

従って、中間処理業者が中間処理産業廃棄物を「自社物」という扱いで収集運搬若しくは処分してはならないことになるため、許可を取得していない場合、速やかに収集運搬業若しくは処分業の許可を取得することになります。

